

石綿作業主任者技能講習



平成18年4月より施行された石綿予防則に基づくと「石綿作業主任者技能講習」は、解体・増改築に携わる現場には必ず必要な資格となりました。

国土交通省による現場調査も予測されます。違反をすると罰金等刑を課せられる場合もあります。当センターでは今年はじめの開催となります。

この機会に多くのみなさんに受講を呼びかけます。

日程 3月23日(土)~24日(日)

両日共8時40分受付開始 9時~18時

会場 相模原支部

受講料 10,000円

青年部員は青年部マル得援助金制度利用で5,000円で受講出来ます。

◆受講資格・資格を必要とする作業

18歳以上の大工、とび、内装、解体、リフォームなど

申込は下記を添えて支部事務所へ

- ・申請書・受講料・写真2枚(2.4×3cm)
- ・本人確認のため公的書類(免許証・外国籍の方は在留カードなど)
- ・雇用保険・労災特別加入者(一人親方)は保険番号の記入と加入証のコピーの添付が必要です。

主催

職業訓練法人 神奈川土建技術センター

〒221-0045 横浜市神奈川区神奈川2-19-3 建設プラザかながわ5F

TEL 045-453-9806 FAX 045-453-9807